

学校法人高崎健康福祉大学寄附行為

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人高崎健康福祉大学と称する。

(事務所)

第2条 この法人は事務所を群馬県高崎市中大類町37-1番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、指導的な人材を育成することを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は前条の目的を達成するために次に掲げる学校を設置する。

- | | | | |
|---|----------------|--------|-------------------------------|
| 1 | 高崎健康福祉大学 | 大学院 | 健康福祉学研究科
薬学研究科
保健医療学研究科 |
| | | 健康福祉学部 | 医療情報学科
社会福祉学科
健康栄養学科 |
| | | 薬学部 | 薬学科 |
| | | 保健医療学部 | 看護学科
理学療法学科 |
| | | 人間発達学部 | 子ども教育学科 |
| | | 農学部 | 生物生産学科 |
| 2 | 高崎健康福祉大学高崎高等学校 | 全日制課程 | 普通科 |
| 3 | 高崎健康福祉大学附属幼稚園 | | |

(収益事業)

第5条 この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。

- 1 医療、福祉事業（高崎健康福祉大学附属クリニック）

第3章 役員及び理事会

(役員)

第6条 この法人に次の役員を置く。

- 1 理事 11人
- 2 監事 2人
- 2 理事のうち1人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。
- 3 理事（理事長を除く）のうち2人以内を常務理事とし、理事総数の過半数の議決により

選任する。常務理事の職を解任するときも、同様とする。

4 常務理事のうち理事長は副理事長を必要に応じて指名する。

(理事の選任)

第7条 理事は次に掲げる者とする。

- 1 学長
 - 2 評議員のうちから評議員会において選任した者 5人
 - 3 学識経験者のうち理事会において選任した者 5人
- 2 前項第1号及び第2号の理事は、学長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任及び職務)

第8条 監事は、この法人の理事、職員（学長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

- 2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。
- 3 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。
 - 1 この法人の業務を監査すること。
 - 2 この法人の財産の状況を監査すること。
 - 3 この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
 - 4 この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
 - 5 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
 - 6 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の召集を請求すること。
 - 7 この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。
- 4 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。
- 5 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(役員の任期)

第9条 役員（第7条第1項第1号に掲げた理事を除く。以下この条において同じ。）の任期は4年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

- 2 役員は、再任されることができる。

- 3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務（理事長又は常務理事にあっては、その職務を含む。）を行う。

（役員の新補充）

第10条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

（役員の新解任及び退任）

第11条 役員が次の各号の1に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- 1 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。
 - 2 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
 - 3 職務上の義務に著しく違反したとき。
 - 4 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。
- 2 役員は次の事由によって退任する。
- 1 任期の満了。
 - 2 辞任。
 - 3 死亡
 - 4 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

（理事会）

第12条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。
- 7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。
- 9 前条第2項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。ただし、第13項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りでない。
- 11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 12 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

13 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(業務の決定の委任)

第13条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(理事長の職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(常務理事の職務)

第15条 常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する。

(理事の代表権の制限)

第16条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第17条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(常務理事会)

第18条 理事会で決定した法人の業務を円滑に遂行するとともに、理事会に提案すべき事項を協議するため、常務理事会を置く。

2 常務理事会に関する事項は別に定める。

(議事録)

第19条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事2人以上が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第4章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第20条 この法人に、評議員会を置く。

2 評議員会は、23人以上30人以内の評議員をもって組織する。

3 評議員会は理事長が招集する。

4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。

5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。

- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 7 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。
- 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決することができない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 10 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 議長は、評議員として議決に加わることができない。
- 12 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(議事録)

第21条 第19条第1項及び第2項の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「理事のうちから互選された理事」とあるのは、「評議員のうちから互選された評議員」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第22条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- 1 予算及び事業計画
- 2 事業に関する中期的な計画
- 3 借入金（当該会計年度の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- 4 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- 5 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- 6 寄附行為の変更
- 7 合併
- 8 目的たる事業の成功の不能による解散
- 9 収益事業に関する重要事項
- 10 寄附金品の募集に関する事項
- 11 その他この法人の業務に関する事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員会の意見具申等)

第23条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対し意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第24条 評議員は次の各号に掲げる者とする。

- 1 この法人の職員で理事会において推薦された者の中から、評議員会において選任

- した者 3人
- 2 この法人の設置する学校を卒業した者で年令25才以上のものうちから、理事会において選任した者 3人
- 3 学識経験者のうちから、理事会において選任した者 17人以上24人以内
- 2 前項第1号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

(任期)

- 第25条 評議員の任期は、4年とする。ただし、補欠の評議員の任期は前任者の残任期間とすることができる。
- 2 評議員は再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

- 第26条 評議員が次の各号の1に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。
- 1 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
 - 2 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。
- 2 評議員は次の事由によって退任する。
- 1 任期の満了。
 - 2 辞任。
 - 3 死亡

第5章 資産及び会計

(資産)

- 第27条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

- 第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び収益事業用財産とする。
- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
 - 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
 - 4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。
 - 5 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産又は収益事業用財産に編入する。

(基本財産の処分の制度)

- 第29条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第30条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第31条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第32条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

2 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第33条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、5年以上8年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担または権利の放棄)

第34条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第35条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

3 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。

(財産目録等の備付及び閲覧)

第36条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

- 3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

第37条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- 2 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき寄附行為の内容
- 3 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容
- 4 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき これらの書類の内容
- 5 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

(役員の報酬)

第38条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(資産総額の変更登記)

第39条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後2月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第40条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

第6章 解散及び合併

(解散)

第41条 この法人は次の各号に掲げる事由によって解散する。

- 1 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
 - 2 この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席理事の3分の2以上の議決
 - 3 合併
 - 4 破産
 - 5 文部科学大臣の解散命令
- 2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第42条 この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余の財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により、選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

第43条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第44条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届け出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第8章 補 則

(書類および帳簿の備付)

第45条 この法人は、第36条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務所に備えて置かなければならない。

- 1 役員及び評議員の履歴書
- 2 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
- 3 その他必要な書類及び帳簿

(責任の免除)

第46条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(責任限定契約)

第47条 理事(理事長、常務理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。)又は監事(以下この条において「非業務執行理事等」という。)が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金10万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

(公告の方法)

第48条 この法人の公告は、高崎健康福祉大学の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第49条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は次のとおりである。

理事長	須 藤	い ま 子
理 事	住 谷	啓 三 郎
理 事	大 妻	コ タ カ
理 事	安 藤	賢 一
理 事	吉 井	英 太 郎
理 事	砂 田	治 子
理 事	堀 川	謹 三
理 事	丸 岡	健 二
理 事	須 藤	治 郎
理 事	清 水	右 平
理 事	吉 田	文 子
監 事	塚 越	貞 重 郎
監 事	木 村	与 助

附 則

この寄附行為は文部大臣の認可の日（昭和63年12月22日）から施行する。

附 則

この寄附行為は文部大臣の認可の日（平成元年12月20日）から施行する。

附 則

この寄附行為は文部大臣の認可の日（平成元年12月22日）から施行する。

附 則

この寄附行為は文部大臣の認可の日（平成4年12月24日）から施行する。

附 則

この寄附行為は文部大臣の認可の日（平成11年12月22日）から施行する。

附 則

この寄附行為は文部大臣の認可の日（平成12年12月21日）から施行する。

ただし、第4条第1号中の高崎健康福祉大学短期大学部は平成13年4月1日から施行するものとする。

附 則

この寄附行為は文部大臣の認可の日（平成13年 3月 1日）から施行する。

ただし、第4条第2号高崎健康福祉大学高崎高等学校、第3号高崎健康福祉大学附属幼稚園は平成13年4月1日から施行するものとする。

附 則

この寄附行為は文部科学大臣の認可の日（平成13年10月30日）から施行する。

附 則

この寄附行為は文部科学大臣の認可の日（平成14年12月19日）から施行する。

附 則

この寄附行為は文部科学大臣の認可の日（平成16年 3月30日）から施行する。

附 則

平成16年3月23日理事会決議のこの寄附行為は平成16年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は文部科学大臣の認可の日（平成16年11月30日）から施行する。

附 則

この寄附行為は文部科学大臣の認可の日（平成17年3月31日）から施行する。

附 則

この寄附行為は文部科学大臣の認可の日（平成17年12月5日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、理事会承認の日（平成19年3月16日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、理事会承認の日（平成19年10月16日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成21年4月1日から施行する。

（高崎健康福祉大学健康福祉学部医療福祉情報学科及び保健福祉学科の存続に関する経過措置）

高崎健康福祉大学健康福祉学部医療福祉情報学科及び保健福祉学科は、改正後の寄附行為第4条の規定にかかわらず平成24年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、理事会承認の日（平成21年3月27日）から施行する。

附 則

この寄附行為第4条の規定は、平成22年4月1日から施行する。

（高崎健康福祉大学看護学部看護学科の存続に関する経過措置）

高崎健康福祉大学看護学部看護学科は、改正後の寄附行為第4条の規定にかかわらず平成25年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、理事会承認の日（平成22年3月26日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成23年3月29日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成23年10月24日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成25年7月4日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成26年3月27日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成30年8月31日）から施行する。

附 則

令和2年1月22日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。

学校法人高崎健康福祉大学寄附行為 新旧比較対照表

新			
(設置する学校)			
第4条 この法人は前条の目的を達成するために次に掲げる学校を設置する。			
1	高崎健康福祉大学 大学院	健康福祉学研究科 薬学研究科 保健医療学研究科 <u>農学研究科</u>	
	健康福祉学部	医療情報学科 社会福祉学科 健康栄養学科	
	薬学部	薬学科	
	保健医療学部	看護学科 理学療法学科	
	人間発達学部	子ども教育学科	
	農学部	生物生産学科	
2	高崎健康福祉大学高崎高等学校	全日制課程	普通科
3	高崎健康福祉大学附属幼稚園		
<u>附 則</u>			
<u>この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和 年 月 日）から施行する。</u>			

旧			
(設置する学校)			
第4条 この法人は前条の目的を達成するために次に掲げる学校を設置する。			
1	高崎健康福祉大学 大学院	健康福祉学研究科 薬学研究科 保健医療学研究科 <u>(新設)</u>	
	健康福祉学部	医療情報学科 社会福祉学科 健康栄養学科	
	薬学部	薬学科	
	保健医療学部	看護学科 理学療法学科	
	人間発達学部	子ども教育学科	
	<u>農学部</u>	<u>生物生産学科</u>	
2	高崎健康福祉大学高崎高等学校	全日制課程	普通科
3	高崎健康福祉大学附属幼稚園		

様式第4号その1(第11条関係)

経費の見積り及び資金計画を記載した書類

設置経費及び経常経費並びにその支払い計画を記載した書類								
区 分	年 度		2 年度	開設年度の前年度	開設年度	5 年度	6 年度	合 計
			千円	千円	千円	千円	千円	千円
設置経費	校 地 (うち造成費)		-	-	-	-	-	-
	施設	基 準 内	-	-	-	-	-	-
		基 準 外	-	-	-	-	-	-
	設備	図 書	-	-	-	-	-	-
		教 具 校 具 備 品	-	-	-	-	-	-
	小 計		-	-	-	-	-	-
新設校の開設年度の経常経費								
合 計			-	-	-	-	-	

既設校からの 転共用	施設	基 準 内	55,315 千円
		基 準 外	— 千円
	設備	図 書	66 千円
		教具・校具・備品	20,868 千円

様式第4号その4(第11条関係)

設置経費及び経常経費の財源の調達方法を記載した書類〔該当なし〕		
区 分	財 源 充 当 額	財 源 の 調 達 方 法
合 計		

財産目録総括表							
科目	年度	令和元年度末 (開設年度から3年前の年度)		令和2年度末 (開設年度の前々年度)		申請時 (令和3年3月31日)	
一 基本財産		11,666,556 千円		11,299,524 千円		11,299,524 千円	
1 土地(団地別)							
大学校地		38,845.77 m ²	737,434 千円	38,845.77 m ²	737,434 千円	38,845.77 m ²	737,434 千円
高校校地		70,834.54 m ²	613,400 千円	70,831.21 m ²	613,400 千円	70,831.21 m ²	613,400 千円
幼稚園校地		4,486.19 m ²	21,465 千円	4,486.19 m ²	21,465 千円	4,486.19 m ²	21,465 千円
山の家校地		3,521.00 m ²	31,255 千円	3,521.00 m ²	31,255 千円	3,521.00 m ²	31,255 千円
職員寮校地		616.50 m ²	36,790 千円	616.50 m ²	36,790 千円	616.50 m ²	36,790 千円
その他の校地		13,026.48 m ²	100,935 千円	13,026.48 m ²	100,935 千円	13,026.48 m ²	100,935 千円
計		131,330.48 m ²	1,541,280 千円	131,327.15 m ²	1,541,280 千円	131,327.15 m ²	1,541,280 千円
2 建物							
校舎		56,423.87 m ²	6,870,475 千円	56,423.87 m ²	6,617,974 千円	56,423.87 m ²	6,617,974 千円
体育館、体操場、武道館		4,828.49 m ²	362,718 千円	4,828.49 m ²	344,703 千円	4,828.49 m ²	344,703 千円
寄宿舎		1,233.84 m ²	81,530 千円	1,233.84 m ²	77,652 千円	1,233.84 m ²	77,652 千円
その他		3,735.28 m ²	376,817 千円	3,744.44 m ²	372,901 千円	3,744.44 m ²	372,901 千円
計		66,221.48 m ²	7,691,540 千円	66,230.64 m ²	7,413,230 千円	66,230.64 m ²	7,413,230 千円
3 図書		162,398 冊	480,147 千円	164,473 冊	491,382 千円	164,473 冊	491,382 千円
4 教具・校具・備品		28,442 点	1,590,896 千円	28,718 点	1,517,632 千円	28,718 点	1,517,632 千円
5 車輛		8 台	2,834 千円	8 台	2,834 千円	8 台	2,834 千円
6 その他		359,860 千円		333,166 千円		333,166 千円	
[収益事業用財産]		185,521 千円		179,927 千円		179,927 千円	

科 目	年 度	令和元年度末 (開設年度から3年前の年度)	令和2年度末 (開設年度の前々年度)	申請時 (令和3年3月31日)
二 運用財産		5,797,541 千円	6,234,613 千円	6,234,613 千円
1 預金・現金		2,323,023 千円	2,308,849 千円	2,308,849 千円
2 特定資産		1,900,000 千円	2,200,000 千円	2,200,000 千円
3 保険積立金		562,833 千円	582,634 千円	582,634 千円
4 有価証券		613,280 千円	753,208 千円	753,208 千円
5 未収入金		104,096 千円	127,640 千円	127,640 千円
6 その他		294,309 千円	262,282 千円	262,282 千円
三 負債額		869,248 千円	818,929 千円	818,929 千円
1 固定負債		3,397 千円	679 千円	679 千円
(1)長期借入金		0 千円	0 千円	0 千円
(2)長期未払金		3,397 千円	679 千円	679 千円
2 流動負債		865,850 千円	818,249 千円	818,249 千円
(1)短期借入金		0 千円	0 千円	0 千円
(2)前受金		683,865 千円	663,239 千円	663,239 千円
(3)未払金		114,593 千円	67,401 千円	67,401 千円
(4)仮受金		545 千円	0 千円	0 千円
(5)預り金		66,847 千円	87,609 千円	87,609 千円
[収益事業用負債]		42,401 千円	10,642 千円	10,642 千円
四 基本財産+運用財産		17,464,097 千円	17,534,137 千円	17,534,137 千円
五 純資産(四-三)		16,594,850 千円	16,715,208 千円	16,715,208 千円
$\frac{\text{総負債(三)}-\text{前受金}}{\text{総資産(四)}} \times 100$		1.06%	0.89%	0.89%

貸借対照表

令和 3年 3月31日

(単位 : 円)

資 産 の 部			
科 目	本 年 度 末	前 年 度 末	増 減
固定資産	15,081,349,761	14,990,100,238	91,249,523
有形固定資産	11,299,523,866	11,666,556,237	△ 367,032,371
特定資産	2,200,000,000	1,900,000,000	300,000,000
その他の固定資産	1,581,825,895	1,423,544,001	158,281,894
流動資産	2,452,787,332	2,473,997,041	△ 21,209,709
資産の部 合計	17,534,137,093	17,464,097,279	70,039,814

負 債 の 部			
科 目	本 年 度 末	前 年 度 末	増 減
固定負債	679,428	3,397,140	△ 2,717,712
流動負債	818,249,323	865,850,384	△ 47,601,061
負債の部 合計	818,928,751	869,247,524	△ 50,318,773

純 資 産 の 部			
科 目	本 年 度 末	前 年 度 末	増 減
基本金	21,916,793,649	21,627,434,369	289,359,280
第1号基本金	21,385,793,649	21,183,434,369	202,359,280
第3号基本金	100,000,000	100,000,000	0
第4号基本金	431,000,000	344,000,000	87,000,000
繰越収支差額	△ 5,201,585,307	△ 5,032,584,614	△ 169,000,693
純資産の部 合計	16,715,208,342	16,594,849,755	120,358,587
負債及び純資産の部 合計	17,534,137,093	17,464,097,279	70,039,814

事業計画及びこれに伴う予算書

事業計画

○ 施設又は設備の整備計画

年度	事項	事業規模等	実施時期	備考
令和3年度	該当なし			
令和4年度	高崎健康福祉大学高崎高等学校 女子寮（藤寮）新築工事	鉄筋コンクリート造 4階建て 1032.35㎡ 群馬県高崎市中大類町	令和3年10月1日着工 令和4年7月31日完成予定	
令和5年度	該当なし			
令和6年度	該当なし			

様式第10号その1(第12条関係)

資金収支予算決算総括表

(収入の部)

(単位 千円)

科目	年度	開設年度	令和5年度	完成年度
		新設研究科分	新設研究科分	新設研究科分
学生生徒納付金収入		6,000	11,400	15,000
手数料収入		200	200	200
寄付金収入		0	0	0
補助金収入		0	0	0
資産売却収入		0	0	0
付随事業・収益事業収入		0	0	0
受取利息・配当金収入		0	0	0
雑収入		0	0	0
借入金等収入		0	0	0
前受金収入		0	0	0
その他の収入		0	0	0
資金収入調整勘定		0	0	0
前年度繰越支払資金		0	0	0
収入の部合計		6,200	11,600	15,200

(支出の部)

(単位 千円)

科目	年度	開設年度	令和5年度	完成年度
		新設研究科分	新設研究科分	新設研究科分
人件費支出		0	0	0
教育研究経費支出		2,250	4,800	5,800
管理経費支出		200	700	1,100
借入金等利息支出		0	0	0
借入金等返済支出		0	0	0
施設関係支出		0	0	0
設備関係支出		0	0	0
資産運用支出		0	0	0
その他の支出		0	0	0
[予備費]		0	0	0
資金支出調整勘定		0	0	0
翌年度繰越支払資金		0	0	0
支出の部合計		2,450	5,500	6,900

事業活動収支予算決算総括表

(単位 千円)

科目		年度	開設年度	令和5年度	完成年度
			新設校分	新設校分	新設校分
教育活動収支	収入	学生生徒等納付金	6,000	11,400	15,000
		手数料	200	200	200
		寄付金	0	0	0
		経常費等補助金	0	0	0
		付随事業収入	0	0	0
		雑収入	0	0	0
		教育活動収入 計	6,200	11,600	15,200
	支出	人件費	0	0	0
		教育研究経費	2,250	4,800	5,800
		管理経費	200	700	1,100
徴収不能額等		0	0	0	
教育活動支出 計	2,450	5,500	6,900		
教育活動収支差額		3,750	6,100	8,300	
教育活動外収支	収入	受取利息・配当金	0	0	0
		その他の教育活動外収入	0	0	0
		教育活動外収入 計	0	0	0
	支出	借入金等利息	0	0	0
		その他の教育活動外支出	0	0	0
		教育活動外支出 計	0	0	0
教育活動外収支差額		0	0	0	
経常収支差額		3,750	6,100	8,300	
特別収支	収入	資産売却差額	0	0	0
		その他の特別収入	0	0	0
		特別収入 計	0	0	0
	支出	資産処分差額	0	0	0
		その他の特別支出	0	0	0
特別収支差額		0	0	0	
〔予備費〕		0	0	0	
基本金組入前当年度収支差額		3,750	6,100	8,300	
基本金組入額合計		0	0	0	
当年度収支差額		3,750	6,100	8,300	
前年度繰越収支差額		0	3,750	0	
基本金取崩額		0	0	0	
翌年度繰越収支差額		3,750	9,850	8,300	
(参考)					
事業活動収入 計		6,200	11,600	15,200	
事業活動支出 計		2,450	5,500	6,900	